

議案第74号

長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成29年12月5日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

個人番号を利用する事務を新たに追加するほか、所要の改正を行うもの。

長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
 長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1 町長の項に次のように加える。

| |
|---|
| (2) 小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの |
| (3) ひとり親等に対する医療費助成の受給資格の認定等に関する事務であって規則で定めるもの |
| (4) 軽度・中等度の聴覚障害のある児童に対する補聴器の購入助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| (5) 重度心身障害者等に対する医療費助成の受給資格の認定等に関する事務であって規則で定めるもの |
| (6) 障害者等に対する日常生活用具給付等事業の利用申請における利用決定等に関する事務であって規則で定めるもの |
| (7) 障害者等に対する移動支援事業の利用申請における利用決定等に関する事務であって規則で定めるもの |
| (8) 障害者等に対する日中一時支援事業の利用申請における利用決定等に関する事務であって規則で定めるもの |
| (9) 難病患者に対する医療費助成の受給資格の認定等に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第2 特定個人情報の欄中「(1)」を削り、同表町長の部に次のように加える。

| | |
|--|---|
| (2) 小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| (3) ひとり親等に対する医療費助成の受給資格の認定等に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| (4) 軽度・中等度の聴覚障害のある児童に対する補聴器の購入助成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| (5) 重度心身障害者等に対する医療費助成の受給資格の認定等に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの |

| | |
|---|---------------------|
| (6) 障害者等に対する日常生活用具給付等事業の利用申請における利用決定等に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| (7) 障害者等に対する移動支援事業の利用申請における利用決定等に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| (8) 障害者等に対する日中一時支援事業の利用申請における利用決定等に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| (9) 難病患者に対する医療費助成の受給資格の認定等に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | 住民票関係情報であって規則で定めるもの |

別表第3 特定個人情報の欄中「(1)」及び「(2)」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。